

# 「子どもの権利条約」

なん  
って何だろう？

世界には、病気や貧しさや飢えや戦争あるいは、虐待(むごい扱い)などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実に目を向けて

世界の国々は、1989年(平成元年)に、国際連合の総会において、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を作りました。

この条約は、子どもを人権(社会において幸せな生活を送るためにどうしても必要で、人間として当然に持っている権利)の主体(主人公)として尊重するという基本的立場に立っています。そのうえで、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助(手助け)を進めることをめざしています。

日本は、国内における子どもの人権尊重への取組みを強めることと、子どもの人権尊重について世界各国と協力していくことをさらに推進していくために、1994年(平成6年)4月にこの条約を批准しました。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

国際連合児童権利条約ネットワーク協賛会

人権は

21世紀をリードする

旗幟

人権は 21世紀をリードする 旗幟

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

こ  
17歳まで  
子どもです。  
(第一回  
見直し改定)



18. 17歳までが「子ども」では、  
「子どもの権利条約」では、  
子どもを人権の主体として尊重します。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

国際連合児童権利条約ネットワーク協賛会

人権は

21世紀をリードする

旗幟

人権は 21世紀をリードする 旗幟

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

みんな同じ  
人間です。

(第2条 異端の禁止)

差別されることがあつては  
なりません。

生まれた国、ひるの色、  
男の子・女の子などの  
ちがいによつて  
差別されることがあつては  
なりません。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

子どもを  
大切に育てます。

(第5条 父母等の責任、権利及び義務の尊重)

保護者は、子どもを守り育てるために、  
いろいろなことを教える責任をもつっています。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

**命は一番**

(第6条 生命に対する固有の権利)

子どもは、生まれたときから  
命を大切にされ、  
すくすくと育つ権利をもっています。  
大人は、子どもが  
幸せに成長できるように  
守つています。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

立派市・立派県人権啓発課監修ネットワーク幹事会

人権は 21世紀をリードする 関連書

人権は 21世紀をリードする 関連書

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。



じぶん かんが じゆう い  
**自分の考えを自由に言えます。**

(第12条 意見表明権)

子どもは自分にかかわりのあることについて、自分の考えを自由に言うことができ、  
「子どもだから」という理由だけで聞いてもらえないことがあってはなりません。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

立派市・立派県人権啓発課ネットワーク幹事会

人権は 21世紀をリードする 関連書

人権は 21世紀をリードする 関連書

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。



好きなことを  
自由に表現  
できます。

(第13条 表現の自由)

自分の思いを言葉や絵などで自由に表現し、伝えることができます。  
しかし、他の人のめいわくにならないようにしましょう。

咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として育成しましょう。

広島市・広島県人権啓発活動ネットワーク協議会

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

思うこと  
信じることは  
自由です。

(第14条 思想、良心及び宗教の自由)

自分で考えたり、  
何かを信じることは自由です。  
他の人からおしつけられたり、  
むりに変えさせられたりすることはあります。  
しかし、他の人のめいわくをかけないようにしましょう。



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として育成しましょう。

広島市・広島県人権啓発活動ネットワーク協議会

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

子どもは、  
暴力などから  
守られます。

(第23条 障害による虐待・放棄・家庭からの保護)



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主として尊重しましょう。

おもてなしのための人権啓発活動ネットワーク実績

人権は 21世紀をリードする 観察隊

人権は 21世紀をリードする 観察隊

# 子どもの権利条約

日本は1994年(平成6年)に批准しています。

障害のある子どもは、  
手厚く守られ  
育てられます。

(第23条 障害を有する児童に対する特別の養護及び援助)



咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主として尊重しましょう。

おもてなしのための人権啓発活動ネットワーク実績

人権は 21世紀をリードする 観察隊

人権は 21世紀をリードする 観察隊



# 子どもの権利条約

(正式名称は「児童の権利に関する条約」) 日本は1994年(平成6年)に批准しています。

## 日本ユニセフ協会抄訳

### 第1条 子どもの定義

法律にならない人のことを子どもとします。

### 第2条 権利の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、誰かがせいひ、男か女か、どのようなことばを使つて、どんな形態を置いているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないかなどによって差別されません。

### 第3条 子どもにとってもっとよいことを

子どもに障害のあることをうつすには、子どもにとってもっとよいことは何かと一緒に考えなければなりません。

### 第4条 國の権限

国は、この条約で書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

### 第5条 国の指導を尊重

親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な教育をしてなければなりません。国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

### 第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きと権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

### 第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたときに国籍(出生国籍)をもなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に向ってもらう権利をもっています。

### 第8条 名前・国籍・家庭関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家庭の関係がわざみにうつされることがないように守らなければなりません。もし、これがうつされたときに、国はすぐにそれを元に戻さなければなりません。

### 第9条 誰と引き離されない権利

子どもは、親と一緒にいてほしい権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよい場合は、はなれてくとも認められます。はなれてくとも、会ったり連絡したりすることができます。

### 第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなれてなっている家族の外へ連れ出されたり、自分の国にどれくなったりしないようにしなければなりません。親ががん病に住んでいて、子どもはいつも親と連絡をとることができます。

### 第11条 よのに囲まれられない権利

国は、子どもがいやな人の外へ連れ出されたり、自分の国にどれくなったりしないようにしなければなりません。

### 第12条 選択を表す権利

子どもは、自由に選択のあることについて自由に自分の意見を出す権利をもっています。その意見は、子どもの立場に応じて、じゅうぶん考慮されなければならないません。

### 第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報を考え方を伝える権利。知る権利をもっています。ただし、ほかの人に対する迷惑をかけつけない権利です。

### 第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親(保護者)は、このことについて、子どもの発達に由じた指導をする権利および義務をもっています。

### 第15条 親杜・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会話をつくり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、またに喧嘩しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはいけません。

### 第16条 プライバシー・名譽は守られる

子どもは、自分のこと、家庭のこと、住んでいたところ、電話や手紙などを人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からこき使はれたりするのはいけません。

### 第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れるることができます。国は、マスメディア(本・新聞・テレビなど)が、子どものためになる情報を提供するようにします。子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

### 第18条 子どもの諮詢はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

### 第19条 病持・放任からの保護

親(保護者)の子どもを見てている間、どんながたであれ、子どもが体力をもるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないようになります。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、親の力だけでは子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

### 第20条 家庭を離された子どもの保護

子どもは、家庭といっしょに暮らさなくなつたときや、家庭からはなれた方との子どもにとってよいときは、かわりの保護者や家庭を用意してもらわなければ、国から守ってもらうことができます。

### 第21条 歯子権利

子どもを離す場合にし、その子どもにとつて、もっとよいことを考へ、その子どもを新しい家庭のことをしっかりと譲り受けたり、困りの問題だけがそれを認めることができます。

## 咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。

# 子どもの権利条約

(正式名称は「児童の権利に関する条約」) 日本は1994年(平成6年)に批准しています。

## 日本ユニセフ協会抄訳

### 第31条 休み・週5権利

子どもは、休んで、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

### 第32条 経済的採取・有害な労働からの保護

子どもは、おもづけられたり、そのため教育を受けられなかったり、心やからだによくない仕事をさせられないように守られる権利があります。

### 第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などをあつらひたり、使ったたりすることにまことにないように守らなければなりません。

### 第34条 性的障害からの保護

国は、子どもがボルヌや喫食などを利用してからだに性的暴力を受けさせることのないよう守らなければなりません。

### 第35条 争うかい・抱擁からの保護

国は、子どもが争うかいたり、抱り合はされたりすることのないよう守らなければなりません。

### 第36条 あらゆる撲殺からの保護

国は、どんなかたでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことを子どもを守なければなりません。

### 第37条 ごくもん・死刑の禁止

子どもにいたしまつて、ごくもんやねごくもんを受けてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたばはしても、入獄して年少にいたまつてはいけない権利を受ける権利があります。

### 第38条 戦争からの保護

国は、16歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていくことはできません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

### 第39条 残性になった子どもを守る

子どもがほつてわれたり、むひしきなどを受けたり、戦争にまきこまれたからだは、国はそく、子どもの心やからだの薄をなわし、社会にもどるようつけなければなりません。

### 第40条 子どもに関する法規

国は、野に犯されたされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にほとんどつと自分で自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、規をなければなりません。

### 第30条 少数民族・先住民の子ども

少數民族の子どもや、もしから内土上に住んでいた人の子どもの民族の文化や宗教、ことばも権利。大切にしなければなりません。

## 咲かそう やさしさ 人権の花

子どもを人権の主体として尊重しましょう。